

首都高女子50人会プロジェクト 規約

平成27年8月20日

(名称)

第1条 このプロジェクトは、「首都高女子50人会プロジェクト」（以下「プロジェクト」という。）と称する。

(目的)

第2条 プロジェクトは、女性が女性の観点から、首都高速道路株式会社（以下「首都高」という。）に対するご意見やご提案を自由な発想で語っていただき、これを首都高の施策に反映すること、情報として発信されることにより、もっと女性から好きになってもらえる・興味を持ってもらえる首都高を目指し、また、女性の力を活用することにより、多様な価値観や新たな視点を取り入れ、社会からより信頼される首都高を実現することを目的とする。

(実施内容)

第3条 プロジェクトは、前条の目的を達成するため、次の取組を行う。

- (1) 首都高の取組み等を女性に紹介し、首都高との関係性を明示した上で情報発信を促す。
- (2) 女性の意見や提案を業務改善、新規事業として施策に反映する。

(体制)

第4条 プロジェクトは首都高及び一般財団法人首都高速道路協会（以下「首都高等」という。）が共同で実施することとし、事務局を首都高経営企画部総合調整・法務課に置く。

- 2 事務局は、プロジェクトの推進にあたり、20歳以上の女性による女子50人メンバー（以下「メンバー」という。）を募集することができる。
- 3 メンバーは事務局の指示に基づき、プロジェクトに参画する。
- 4 プロジェクトの推進に要する費用は首都高等が負担し、その割合は首都高等が締結する協定に基づき決定する。

(禁止行為)

第5条 プロジェクトの実施にあたり、参画する構成員及びメンバー（以下「プロジェクト参画者」という。）は次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 「首都高女子50人会プロジェクト規約」に反する行為
 - (2) 法令、公序良俗に反する、又は反するおそれがある行為
 - (3) 他のプロジェクト参画者、首都高又は第三者に損害又は不利益を与える行為
 - (4) 他のプロジェクト参画者、首都高又は第三者を誹謗、中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つける行為
 - (5) プロジェクトを利用した政治活動、選挙活動、宗教活動、営利活動又はこれらに類似する行為
 - (6) プロジェクトの適切な実施・運営に支障を来す行為
- 2 メンバーが前項各号に掲げるいずれかの行為をした場合には、事務局は当該メンバーをプロジェクトから除外することができる。

(機密保持)

第6条 プロジェクトの実施にあたり、プロジェクト参画者間で開示・共有された秘密情報は、あらかじめプロジェクト参画者間で承諾を得た場合を除き、第三者に開示、公表、漏洩等してはならない。

(個人情報の取扱)

第7条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、プロジェクト参画者の名簿については首都高が管理し、第三者には提供しない。

(規約の改正)

第8条 本規約は、必要に応じ事務局にて改正し、プロジェクト参画者に報告するものとする。

附 則

本規約は平成27年8月20日から施行する。